

6 畜産第 2817 号  
令和 7 年 1 月 23 日

日本養豚事業協同組合理事長 殿

農林水産省畜産局総務課長

畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針について

平素より、畜産振興に御協力いただきありがとうございます。

みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、別紙のとおり「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和 6 年 12 月 20 日付け 6 環バ第 278 号大臣官房環境バイオマス政策課長通知）（以下「環バ課長通知」という。）が発出され、環バ課長通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）」等のひな形が改訂されるとともに、当省が実施する補助事業等の実施に当たり、令和 7 年度からは事業実施後の報告及び国の担当者による報告内容の確認についても試行を開始するとされたところです。

令和 6 年度の畜産局における方針は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和 6 年 1 月 19 日付け 5 畜産第 2258 号農林水産省畜産局企画課長通知）で示したところですが、令和 7 年度以降の畜産局の補助事業等の扱いに関しては、環バ課長通知の方針に従うものとし、環バ課長通知別添の様式を参考としたチェックシートの提出を事業申請時に求めるとともに、事業実施後の報告及び国の担当者による報告内容の確認についても試行を開始しますので、御了知ください。